

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	【追加】区内小学校体育館における床板剥離による負傷事故および対応経過報告について
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課 施設営繕部 中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	区内小学校の体育館で学校開放利用団体が活動中、団体に所属する児童の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生した件について、以下のとおり報告する。 1 事故概要 (1) 発生日時 令和 6 年 1 2 月 2 6 日 1 8 時 2 0 分ごろ (2) 区への報告日 令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (3) 事故現場 当該小学校の体育館 (4) 事故内容 当該体育館の床板が剥離して児童の臀部に刺さり、負傷した（臀部に刺さった床板は病院で摘出済み） (5) 剥離した床板のサイズ 長さ約 7 cm×幅約 0. 6 cm（※最も幅広の箇所） (6) 床板剥離箇所  2 現場調査 (1) 調査日：令和 6 年 1 2 月 2 7 日・令和 7 年 1 月 6 日 (2) 当該事故発生箇所以外にも、床板のへこみ箇所数十か所を確認。 (3) 現時点では直ちに負傷に繋がるような剥離箇所は認められないものの、事故予防のため早急な修繕が必要であることを確認。

3 当該小学校における緊急対応

- (1) 学校の体育授業での体育館利用は当面禁止。
- (2) 学校開放利用団体の利用も当面禁止。
- (3) 式典や書き初め等は安全に配慮した実施を前提に利用可。
- (4) 体育館床全面の緊急修繕工事に向けた事業者相談（令和6年度内の工事完了を目指す）
- (5) 1月6日付けで事故概要や上記対応等について、学校長から保護者あてにメール連絡。

4 当該校以外の対応

- (1) 学校による緊急点検【12月27日から1月7日まで】

点検箇所

- ア 体育館の床板に浮き上がりがあり、とくに端がささくれ立っている箇所
- イ 上記のささくれが剥がれそうになっている箇所

- (2) 区職員による現地調査等【1月7日から1月17日まで】

- ア 点検の結果、1月7日までに報告のあった18校について、施設営繕部および学校運営部職員による現地調査を実施
- イ 応急処置として該当箇所にラインテープや養生テープ等を貼付
- ウ 部分または大規模修繕工事の必要性について検討

- (3) 修繕実施【およそ1か月以内】

応急処置箇所について、業者による修繕を実施（学校長契約）

5 再発防止と今後の点検について

過去の同様の事故に基づく文部科学省の通知や消費者庁の報告等には、「複数の目で見ると」ことが事故の未然防止に有効とされていることから、以下のとおり複数の点検手法の複合的な実施を徹底していく。

- (1) 改めて学校および学校利用団体等に対し、学校体育館の利用上の注意事項（ワックス掛け・水拭きの禁止等）の周知・徹底。
- (2) 学校職員における日常的な安全点検実施の徹底。
- (3) 学校用務業務委託による清掃・点検の徹底。
- (4) 専門業者による定期的な点検の必要性も、今後検討していく。